

平成 13 年 9 月 5 日 制定（国空機第 558 号）
平成 23 年 6 月 30 日 一部改正（国空機第 282 号）
平成 31 年 3 月 1 日 一部改正（国空機第 1271 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：サーキュラー体系について

1. 目的

航空法その他関連法令（以下「法令」という。）に基づき発行された通達等は、航空機、装備品等の安全基準、環境基準及びこれらに関係すると認められるものについて、サーキュラー体系として取り纏められている。

本サーキュラーは、サーキュラーの対象・体系・区分について説明を行うとともに、個々のサーキュラーに、準拠とする関連法令を示すことにより、行政手続法上の審査基準、処分基準又は行政指導指針のいずれに該当するものであるかを明らかにすることを目的とする。

2. サーキュラーの対象

サーキュラーの対象は、法令に基づく申請等を行おうとする場合の手続き、許認可等を行った事項の適切な維持管理をするための手続きその他を明確にするために国土交通省航空局安全部関係課が発行した通達等のうち、航空機安全課が以下のような関係者に周知・明示することが適切と判断したものであり、第3項により体系化して発番される。

- ・ 航空機及び装備品等の設計者
- ・ 航空機及び装備品等の製造者
- ・ 航空運送事業者及び航空機使用事業者
- ・ 航空機使用者、無人航空機使用者
- ・ 整備・修理事業者（認定事業場を含む）
- ・ 整備・修理を実施する者
- ・ その他、サーキュラーの内容を周知することが適切であると判断した者

なお、現在発行されているサーキュラーのうち、(3)に区分されるものは、以下のとおり。

サーキュラー番号	件名
1-027	飛行規程のJCAB Supplement作成ガイダンス
1-301	事前調整実施のための指針
2-006	業務規程作成ガイダンス
6-002	航空機故障報告制度について
6-013	航空安全情報管理・提供システムによる安全情報サービス利用要領

5. サーキュラーの問い合わせ先

各サーキュラーについて担当が記載されているので、内容に関する意見・質問等がある場合には記載された担当あてに問い合わせること。(最寄りの航空機検査官室、整備審査官室を経由することを推奨する。)

6. 旧番号体系のサーキュラーについて

第3項に掲げるサーキュラー体系に移行する前のサーキュラー番号(TCL、TCM、TCC及びTCI)が付されたサーキュラーについては、当該サーキュラーの実質改正時に、第3項に掲げる体系により新たな番号を付して体系化する。

附則

1. 本文書は平成13年9月5日から適用する。なおTCL-1B-2000(平成12年1月6日付け)及び「サーキュラー体系の変更について」(空機第1443号、平成12年12月22日付け)は、廃止する。

附則(平成23年6月30日)

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則(平成31年3月1日)

1. 本サーキュラーは、平成31年3月1日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術基準企画室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8111 (代表)

FAX 03-5253-1661